

奈良県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林の所在場所 吉野郡上北山村大字小椽六五七、六五九、大字河合五五〇、五五一の一、五五二の一、五五三の一、五五四、大字白川一四一三の一・大字河合五四九の二・五五一の二・五五二の二・五五三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）